

港湾におけるサイバーセキュリティ対策の強化に関する意見書

本年7月、名古屋港では、全てのコンテナターミナルにおけるコンテナの積卸し作業、搬入・搬出等を一元的に管理するシステムがサイバー攻撃を受け、約3日間、同ターミナルからのコンテナの搬入・搬出が停止し、物流に大きな影響を与えるという事案が発生した。

これを受け、国土交通省では、コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会が立ち上げられ、今回の事案の検証等を行うとともに、コンテナターミナルの運営に必要な情報セキュリティ対策、サイバーセキュリティ政策及び経済安全保障政策における港湾の位置づけ等の整理・検討を行うこととしている。

エネルギーの約9割や食料の約6割を海外に依存する我が国において、輸出入取扱貨物量のほぼ全てを扱う港湾は、我が国の経済活動及び国民生活を支える極めて重要なインフラである。

しかしながら、現行のサイバーセキュリティ基本法に基づく行動計画においては、防護すべき重要インフラ分野として航空、空港、鉄道等は位置づけられているものの、港湾は位置づけられていない。また、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）においても、港湾は基幹インフラの対象分野とされていない。

社会全体のデジタル化が進展し、サイバー攻撃が複雑化・巧妙化する中で、港湾の機能を安定的に維持していくためには、官民が一丸となり、重点的に防護していく必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、港湾におけるサイバーセキュリティ対策の強化に向けた措置を速やかに講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
経済安全保障担当大臣

} 宛（各 通）